

避難所について



令和7年度八頭町行政懇談会資料 八頭町総務課防災室

避難情報と避難指示等の発令基準(1)

警戒レベル

避難情報

居住者等がとるべき行動等

5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

※1 【災害発生または切迫】  
＜居住者等がとるべき行動＞  
命の危険 直ちに安全確保

※2 【災害のおそれ高い】  
＜居住者等がとるべき行動＞  
危険な場所から全員避難

※3 【災害のおそれあり】  
＜居住者等がとるべき行動＞  
危険な場所から高齢者等は避難  
(避難行動に時間を要する方は避難開始)

※緊急安全確保は必ず発令される情報ではありません。

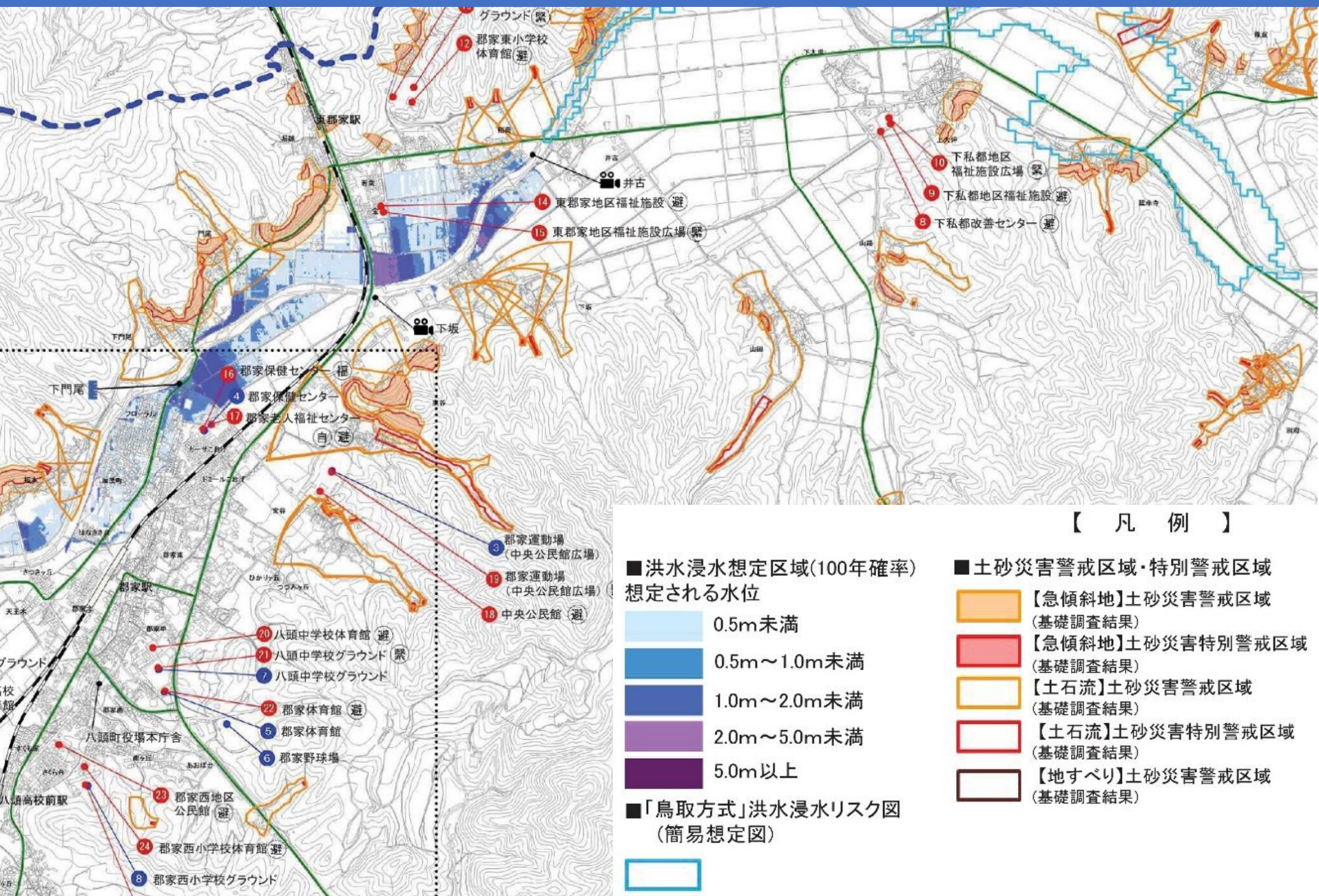
# 避難情報と避難指示等の発令基準(2)

区 分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
<b>水 害</b> 主な避難の対象者 洪水浸水想定区域内の方	1. <u>八東川・私都川で、避難判断水位を超え、なお水位の上昇の恐れがあるとき。</u> 2. 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。	1. <u>八東川・私都川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇の恐れがあるとき。</u> 2. 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。	1. 八東川・私都川で、氾濫が発生したとき。 2. 堤防が決壊したとき。
<b>土砂災害</b> 主な避難の対象者 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内の方	1. <u>土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想されるとき。</u> 2. 近隣で前兆現象が発見され、災害の危険性があるとき。	1. <u>土砂災害警戒情報発表後、さらに降雨が予想され、災害の危険性が高まったとき。</u> 2. 記録的短時間大雨情報が発表され、さらに降雨が予想されるとき。	1. 近隣で人的被害につながるような土砂移動現象、前兆現象が発見され立ち退き避難が間に合わないとき。 2. 土砂災害が発生した、または、していると思われるとき。
<b>その他災害</b>	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合、または人的被害が発生したとき。

◎避難指示等が発令されていなくても、危険を感じたら早めの避難をお願いします。



# 八頭町防災マップについて





# 洪水・水位について

## ○洪水浸水想定区域図(防災マップ)

洪水により八東川及び私都川が氾濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測して、想定水深を表示した図面です。

※100年確率：八東川流域の2日間の総雨量325mm、私都川流域の2日間の総雨量325mm

※想定最大規模：八東川流域の2日間の総雨量564mm、私都川流域の2日間の総雨量678mm

### ■河川の水位

水位の種類	内 容	八東川 (船岡観測所)	私都川 (下門尾観測所)
氾濫危険水位	河川の水があふれる恐れのある水位	3.5m	1.72m
避難判断水位	避難判断の参考の一つとなる水位	2.7m	1.18m
氾濫注意水位	避難の準備や、高齢者等が避難をする目安になる水位	2.1m	0.92m
水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	1.6m	0.62m

### 浸水深ランクの目安

5.0m以上 2階建て家屋が水没する程度

2.0～5.0m未満 2階の軒下までつかる程度

1.0～2.0m未満 1階の軒下までつかる程度

0.5～1.0m未満 1階の床上までつかる程度

0.5m未満 1階の床下までつかる程度



# 土砂災害の種類

## 急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)



地中に染み込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。家の付近で起こると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

### 主な前兆現象

- ◆ がけにひび割れができる。
- ◆ 小石がぱらぱらと落ちてくる。
- ◆ 湧水が止まったり、濁ったりする。
- ◆ 地鳴りがする。

## 土石流



長雨や集中豪雨等によって、山や川の石や土砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

### 主な前兆現象

- ◆ 腐った土のにおいがする。
- ◆ 降雨が続くのに川の水位は下がる。
- ◆ 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める。
- ◆ 立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる。
- ◆ 山鳴りがする。

## 地すべり



大雨や長雨等により雨水が地面に染み込み、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだす現象です。

### 主な前兆現象

- ◆ 地面がひび割れたり、陥没する。
- ◆ 樹木が傾く。
- ◆ 亀裂や段差が発生する。
- ◆ がけや斜面から水が噴き出す。
- ◆ 井戸や沢の水が濁る。
- ◆ 地鳴りや山鳴りがする。

# 土砂災害(特別)警戒区域とは

土砂災害防止法に基づき指定される区域には、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の2つがあります。

## 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域です。

## 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域です。

### <2つの区域の避難ポイント>

- 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)も土砂災害警戒区域(イエローゾーン)も立退き避難が基本です。特に土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、早めに避難をしましょう。
- 安全な親戚、知人宅への立退き避難を検討しましょう。(避難所が満員になる可能性あり)
- 車で早めの避難を行い、避難者の少ない避難所に行ける体制をつくりましょう。

# 避難所の種類について

## 八頭町

### 自主避難所

(警戒レベル3の発令までに)

避難情報(高齢者等避難など)が発令されていない段階で、自宅での待機に不安のある方を対象にした避難所

(中央公民館、船岡庁舎、中央人権啓発センター)

### 指定避難所

(警戒レベル3の発令で開設)

災害の危険性が生じた時に、災害の危険性がなくなるまで滞在、また家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした避難所

### 福祉避難所

(自主避難所と一緒に開設)

一般の避難所で受入が困難な要支援者、高齢者等の特に配慮が必要な人たちを対象にした避難所

### 一時避難所

災害が発生するおそれがある時に、一時的に避難する場所のこと。 **(集落公民館等)**

## 集落



# 一時避難所開設チェック(集落用)について

## 一時避難所開設チェック(集落用)

作成日： 年 月 日

集落名	
一時避難所の施設名	

### <一時避難所の安全性>

① 洪水浸水想定区域内？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
② 家屋倒壊等氾濫想定区域内？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
③ 土砂災害警戒区域内？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No

※[参考] 1つでも ☒ Yes があった場合は、遅くとも避難情報の「高齢者等避難」の発令には、一時避難所を開設し、その後も大雨等が続くようであれば、指定避難所に移動する。

### <避難行動要支援者及び要配慮者>

① 避難行動要支援者台帳はあるか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
② 要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など)はいるか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No

※[参考] ☒ Yes があった場合は、一時避難所の開設時に相談窓口や自警団等の避難誘導支援を行う。

### <独自の避難所開設タイミング>

--	--

### <一時避難所の開設するタイミング>

避難所の開設 タイミング 番号 (1～5)	番
--------------------------------	---

番号	警戒レベル	避難情報発令等
1	—	独自の開設タイミング
2	レベル3	大雨、洪水警戒 (発表)
3	レベル3	高齢者等避難 (発令)
4	レベル4	土砂災害警戒情報 (発表)
5	レベル4	避難指示 (発令)

### <一時避難所の運営チェック>

該当 有・無	一時避難所の運営ポイント	チェック	
	一時避難所開設時のカギを開ける人は、決まっているか？ また、その人が留守だった場合の体制も決まっているか？	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No
	一時避難所の運営に伴う役員の役割が、決まっているか？ (例) 受付係、放送係、避難誘導係など	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No
	日頃から一時避難所の開設時に誰が避難をするか把握しているか？ ※特に災害の危険性が高い所に住んでおられる方の確認は必要	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No
	避難所で必要な物品を準備しているか？ (例) 保存水、非常食、ダンボールベッドなど	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No

### <町からの情報>

■八頭町消防施設整備事業補助金を活用し避難所物品(保存食、簡易ベッドなど)が購入(1/2 補助)できます。<総務課防災室>

■支え愛マップ作成など、地域住民及び要支援者が主体となり支え合う体制づくりを充実させる事業補助金があります。<福祉課>

## 一時(いつとき)避難所開設のメリット

### ①短時間で安心して避難ができる

避難行動に時間を要する方(高齢者など)でも、短時間で避難ができ、知人など普段から付き合いのある方がおられるので安心できます。

### ②集落内の安否確認や全体的な行動をとりやすい

一時避難所にたくさんの住民が集まれば、安否確認や被害状況などを取りまとめやすく、把握しやすくなります。  
また、災害の状況が切迫した場合など、まとまって指定避難所などへの移動が可能であり、不測な事態が起こっても対応できる可能性が高くなります。

## ■どのタイミングで一時避難所を開設するのが決める

- ・避難所開設の情報は有線放送などで周知しましょう。

## ■避難所開設に伴う体制づくり

- ・役員の体制などを決めておきましょう。

# 集落役員の皆さまへお願い

## 1 一時避難所開設チェック(集落用)を実施する。

- ・ 防災訓練の関係で、集落支援職員が一時避難所開設チェックの協議を行いますので、ぜひ、訓練で開設チェックを実施していただき、避難所開設のタイミングを決めてください。
- ・ 避難所開設のタイミングが決定したら、集落内に周知してください。

## 2 集落内の危険な場所と思われる世帯と人員を把握する。

- ・ 防災マップなどで、危険な場所の家を事前に調べておくと、安否確認や自警団などによる迅速な避難誘導などの対応ができます。

## 3 避難所運営訓練を実施する。

- ・ 防災訓練で一時避難所運営訓練の実施をお願いします。  
※運営に伴う役員の役割などを決めておくと運営がスムーズに実施できます。
- <参考> 大規模災害の発生時、避難生活の長期化が予測されます。  
長期化した場合、町が開設した避難所運営主体も町(職員)から避難者に切り替わって行きます。

# 八頭町消防施設整備事業補助金(災害用)について

物 品 名	補 助 率	備 考			
発電機、ポータブル蓄電池	1/2以内	補助対象事業費限度額20万円			
長机、パイプ椅子、ホワイトボード		集落災害対策本部設置用			
保存食・保存水		保存期間3年以上			
アルミマット、毛布、簡易ベッド、座椅子					
非接触体温計、簡易トイレ					
車椅子、担架、リヤカー		避難用			
ヘルメット、チェーンソー、土嚢袋、トランシーバー					
非常持出袋一式		補助対象事業費限度額1万円(セットのもの)			
AED・交換用パッド等	～10世帯	11～20世帯	21～30世帯	31世帯～	
	7/10	6/10	5.5/10	5/10	

◎是非、補助金をご活用ください！



# “やず” マイ・タイム・ラインについて

自分のための防災計画（風水害や土砂災害）【八頭町】

## “やず” マイ・タイム・ライン

### なまえ



#### <避難する場所>

一時避難所	移動時間
	徒歩 分
指定避難所	移動時間
	徒歩 分、車 分

※普段から避難経路を確認しておきましょう。

#### <確認事項>

家族に支援が必要な人（高齢者、障がい者、乳幼児等）がいる？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
※☑Yes で災害の危険性があるお宅は高齢者等避難の発令で避難しましょう。	
独自の避難タイミング、避難する場所	

※☐にチェックしましょう。

#### <家の危険性>

① 洪水浸水想定区域内？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
② ①が☑Yes の場合 最大規模の水位？	<input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 0.5～3m <input type="checkbox"/> 3m以上
※水位が 0.5m以上の場合、気象状況や避難情報等で立退き避難が必要となります。	
③ 家屋倒壊等氾濫想定 区域内？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
※☑Yes の場合、河川の水位状況や避難情報等で立退き避難が必要となります。	
④ 土砂災害（特別）警戒 区域内？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
※ ☑Yes の場合、避難情報等で立退き避難が必要となります。	

## ■ “やず” マイ・タイム・ラインとは

やず マイ・タイム・ラインとは、風水害や土砂災害などの可能性がある時に、自分や家族が、いつ、誰が、何を  
するのかを決めておく防災行動計画です。

## マイ・タイム・ライン作成ポイント

- 防災マップで、避難する場所や家の危険性を確認しま  
しょう。
- 家族と話し合って、役割分担や避難するタイミングを決  
めましょう。
- 家庭環境の変化に合わせて、計画を見直しましょう。

警戒レベル	避難情報等	行動計画（記入しましょう）	必要時間
レベル1	早期注意情報 （気象庁が発表）	（例）家族の今後の予定を確認 ① ②	（例）10分
レベル2	大雨、洪水注意報 （気象庁が発表）	（例）気象情報をチェック ① ②	（例）5分
レベル3	大雨、洪水警報 （気象庁が発表） 高齢者等避難 （町が発令）	（例）非常持出品を確認 ① ② ③ ④ ⑤	（例）10分
レベル4	土砂災害警戒情報 （都道府県と気象庁 が共同で発表） 避難指示 （町が発令）	（例）避難することを親戚、集落役員に連絡し避難開始 ① ② ③ ④ ⑤	（例）5分
<レベル4までに危険な場所から全員避難>			
レベル5	大雨特別警報 （気象庁が発表） 緊急安全確保 （町が発令）	命の危険、直ちに安全確保 すでに災害が発生、切迫している状況 家の2階など被害を受けるおそれの少ない場所に移動	

※避難行動に時間を要する方（高齢者や身体の不自由な方等）は、高齢者等避難で避難を開始しましょう。

やず マイ・タイム・ラインを作成すれば・・・  
**いざという時、迷わず動けます！**

# 地震が起こったら(1)

## 1. 普段からできる備え

- ・ローリングストック(備蓄品)

※日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、災害時に自宅で当面生活することが可能となります。

- ・家族との連絡方法の確認

- ・自宅から避難場所、避難所までのルートを事前に確認

- ・避難時の持ち出し品準備

※両手が使えるリュック・肩掛けカバンがおすすめ

※命を守るために必要な生活必需品

- ・家具の固定

※家具の転倒等で逃げ遅れたり、室内でケガを負ったりすることがあります。

# 地震が起こったら(2)

## 2. 地震があったら

- ・自分の身を安全に守る

※丈夫な机等のしたにもぐる

頭・首を座布団などで保護し、揺れが収まるのを待つ

- ・揺れが収まったら靴かスリッパをはく

- ・ガスの元栓を閉める

- ・避難時は電気のブレーカーを落とす

※町の感震ブレーカー設置補助金あり

- ・みんなの無事を確認、火災の発生を防ぐ

- ・避難する時、屋根瓦、ブロック塀、自動販売機等に注意

# 地震が起こったら(3)

## 3. 地震の対応(町)

- ・震度5以上の地震があった場合、役場に災害対策本部が立ち上がります。  
※震度6以上の地震の場合は、役場の全職員が集合し対策の対応に備えます。
- ・防災無線、ホームページやSNSなどで、避難と今後の地震への注意、被害報告を周知します。  
※各集落で決められている広場や避難場所へ自主的に避難していただきます。  
また、今後の地震への注意、集落の役員さんなどに被害状況を確認していただき、役場に報告していただきます。

### <地震災害が発生している場合>

- 被害状況により、町職員、消防団は現場に出動し、人命救助、火災対応を行います。
- 災害対策本部は、迅速に県、消防署などに応援を要請します。
- 指定避難所の開設点検、準備を行い、速やかに避難所を開設します。



# 地震から大切な人を守るため＜お家の耐震化＞

## 地震で恐ろしいのは建物の倒壊！

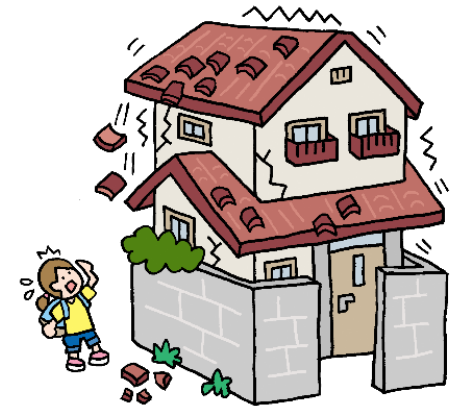
平成7年の阪神・淡路大震災において、地震による直接的な死者のうち、8割以上の方が建築物の倒壊による圧死が原因でした。

また、平成28年4月の熊本地震では、昭和56年6月以降の新耐震基準であっても、平成12年6月1日の一部基準改正より前に建築された住宅の多くに被害が発生しました。

## どんな補助制度があるの？

八頭町では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、旧耐震基準の昭和56年5月31日以前に建築された住宅や、新耐震基準であっても接合部等の基準が明確化された平成12年6月1日より前に建築された住宅の「耐震診断」「耐震改修設計」「耐震改修工事」にかかる費用の一部を補助します。

※ブロック塀の除去および改修などの補助事業もあります。



# 防災室からのお知らせとお願いについて

## 令和7年度 八頭町防災訓練について

日時 8月31日（日） 7時10分～ 大雨を想定した訓練  
7時44分～ 地震を想定した訓練

## 「防災学習会」の開催について

◎防災室が、みなさんの集落で防災の学習会を行います！

内容：洪水・浸水、土砂災害警戒区域の確認

集落に応じた災害に対する備え など

対象：集落役員のみでも全員でも（防災学習会の希望集落）

時間：20分程度～

総務課 防災室 ☎ 76-0203